

一宮町迷惑防止条例をここに公布する。

令和5年12月14日

一宮町長

馬淵昌也



一宮町条例第22号

一宮町迷惑防止条例

(目的)

第1条 この条例は、迷惑行為を防止し、並びに自然環境及び生活環境を保全するため、公共の場所等におけるマナーの遵守について必要な事項を定め、町、町民、事業者及び滞在者等の責務を明らかにすることにより、全ての町民が健康かつ快適な生活を営み、自然と文化の調和した清潔で住みやすいまちづくりを目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 町内に居住する者をいう。
- (2) 事業者 町内において、事業活動を行う全ての者をいう。
- (3) 滞在者等 観光旅行者、町内に通勤又は通学する者その他町内に滞在し、又は町内を通過する者をいう。

- (4) 所有者等 土地又は建物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (5) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。
- (6) 公共の場所等 公園、道路、河川、海岸その他の公共の用に供する場所及び不特定かつ多数の者が出入りする屋内外の場所をいう。
- (7) 飼養者 犬又は猫を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (8) 飼い犬 飼養者のいる犬をいう。
- (9) 飼い猫 飼養者のいる猫をいう。
- (10) 迷惑行為 第 6 条から第 12 条までの規定に違反する行為をいう。

（町の責務）

第 3 条 町は、公共の場所等における迷惑行為の防止に努めるとともに、マナーの遵守を推進するため、町民、事業者及び滞在者等に対する意識の啓発を図り、必要な施策を実施するものとする。

（町民及び滞在者等の責務）

第 4 条 町民及び滞在者等は、公共の場所等における迷惑行為の防止に自ら努めるとともに、マナーの遵守を推進するため、町が行う施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第 5 条 事業者は、事業活動を行う地域や公共の場所等における迷惑行為の防止及びマナーの遵守を推進するため、滞在者等及び従業員に対する意識の啓発に努めるとともに、町が行う施策に協力しなければならない。

（投棄の禁止）

第 6 条 何人も、みだりに廃棄物を公共の場所等及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所に捨ててはならない。

（屋外における廃棄物の焼却行為への義務）

第 7 条 何人も、法令に基づく方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。ただし、法令に違反しない場合であっても屋外における廃棄物の焼却行為により周辺の生活環境を損なうことのないようにしなければならない。

（周辺の生活環境を損なう騒音・振動又は悪臭への配慮）

第 8 条 何人もその日常生活に伴って発生する騒音、振動又はバーベキュー等

による悪臭により周辺の生活環境を損なうことのないように努めなければならない。

(静寂の保持)

第9条 何人も法令に違反しない場合であっても、夜間（午後9時から翌日の午前6時まで）においては、近隣の静寂を害する行為をし、又はさせてはならない。

(喫煙者の配慮)

第10条 何人も歩行中又は自転車の乗車中に喫煙しないよう努めなければならない。

2 何人も公共の場所等において喫煙するときは、灰皿その他これに類する設備が設けられた場所を利用し、又は吸い殻入れを携帯するよう努めなければならない。

(飼い犬の飼養者の責務)

第11条 飼養者は、飼育マナーの遵守に努め、命あるものである飼い犬の飼養者としての責任を十分に果たさなければならない。

2 飼い犬の飼養者は、その飼い犬の形態、性状等に応じ、悪臭の発生の防止、病害虫の発生の予防等、衛生上の適正な管理を行うとともに住居が集合している地域において、異常な鳴き声などにより人に不快の念を生じさせたり、周辺地域における町民の生活環境を損なってはならない。また、人に危害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないよう適正に飼育しなければならない。

3 飼い犬の飼養者は、飼い犬を屋外で運動させる場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 飼い犬を綱、鎖等でつなぎ、制御できるようにすること。

(2) 飼い犬のふんを処理するための用具を携行し、ふんは持ち帰り処理すること。

(3) 飼い犬のふんにより、公共の場所等及び他人の土地、建物又は工作物を汚したときは、直ちに適正に処理すること。

(飼い猫の飼養者の配慮)

第12条 飼い猫の飼養者は、その飼い猫を適切に管理し、周辺の生活環境を損なうことのないよう努めなければならない。

(指導又は勧告)

第 13 条 町長は、第 6 条から前条までの規定に違反した者に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。

(措置命令)

第 14 条 町長は、前条の規定による指導又は勧告を受けた者が、正当な理由なく当該指導又は勧告に従わないときは、その者に対し、履行期限を定めて必要な措置を講ずるよう命ずることができる。ただし、緊急を要する場合には、前条の手続を省略することができる。

(立入検査)

第 15 条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、次に掲げる土地又は建物に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。

- (1) 第 7 条に規定する廃棄物を焼却する土地
 - (2) 第 8 条に規定する騒音、振動又はバーベキュー等による悪臭が発生する土地又は建物
 - (3) 第 9 条に規定する近隣の静寂を害する行為が行われている土地又は建物
 - (4) 第 11 条に規定する飼い犬の飼養者の土地又は建物
 - (5) 第 12 条に規定する飼い猫の飼養者の土地又は建物
- 2 前項の規定により立入検査する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第 1 項の所有者等は、同項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。また、立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第 16 条 町長は、第 14 条の規定による命令を受けた者が、正当な理由なくその命令に従わないときは、次に掲げる事項をホームページ、その他町長が適当と認める方法により公表することができる。

- (1) 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者氏名）
- (2) 住所（法人にあっては、その主たる事業所の所在地）
- (3) 違反等の内容

(4) その他町長が必要と認める事項

- 2 町長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表の対象となる者にその理由を通知し、弁明の機会を与えなければならない。
- 3 町長は、前項の規定により当該公表の対象となる者が弁明したときは、第1項の規定による公表の際、当該弁明の内容を併せて公表しなければならない。
(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

